

年末調整における注意事項

中途採用の場合

(1) 転職者

令和 6 年において、前職があり、中途採用された方については、**前職の源泉徴収票を用意いただけ**る場合には、前職の収入を加味して年末調整をすることになります。

会社は源泉徴収票を発行する義務がありますので、お問い合わせ頂き源泉徴収票のご用意をお願いします。

源泉徴収票を頂けない方は、確定申告をして頂くことになります。

(2) 前職がない方

令和 6 年において、前職がない方は書類をご記入の上、年末調整をすることになります。

12月において二箇所から給与もらっている方

2か所以上から給与の支払を受けている方は、**原則、確定申告**をして頂くこととなります。

ただし、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出している会社の給与については、年末調整を行うことになります。

住所や扶養家族に変更があった方

すでに提出した「令和 6 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」について、引っ越しで住所が変わった方、出産で扶養者が増えた方、扶養者が働いたため扶養親族が減った方などは改めて「令和 6 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出してください。

添付書類

転職者・・・前職の源泉徴収票の添付が必要です。

生命保険料控除・・・保険会社が発行する証明書の添付が必要です。

地震保険料控除・・・保険会社が発行する証明書の添付が必要です。

社会保険料控除・・・国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金については証明書の添付が必要です。

小規模企業共済等掛金控除・・・共済が発行する証明書の添付が必要です。

住宅借入金等特別控除申告書

(12月末においてご自身・ご家族が居住していることが条件です)

(1) 令和6年中に住宅を取得した方	・・・	年末調整での控除はできません。 確定申告をして頂くこととなります。
(2) 令和5年以前に住宅を取得した方	・・・	①税務署から送付された「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」 ②金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」
(3) 令和5年以前に住宅を取得した方で前年以前に年末調整で控除をうけていない方 前年と異なる給与支払者から控除を受ける方	・・・	①住所地の税務署に申請し、発行してもらった「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」 ②金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」